

第16回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月27日（火）午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（15人）

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山眞士
	2番	古熊健一
	4番	佐々木彦治
	5番	目黒一雄
	6番	泉和浩
	7番	佐々木章史
	8番	狩野菊恵
	9番	高野秀則
	10番	藤田靖
	11番	石田秀人
	12番	岸本辰彦
	13番	山田裕一
	14番	佐々木靖
	15番	湯浅浩道

4 欠席委員（1人）

3番 高橋毅典

5 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎一
事務局次長	浦島卓
事務局農地係長	作山温史
事務局総務係主査	春田秀彦
事務局農地係主任	瀬能実紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第2号 買入協議の要請について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員15名、定足数に達していますので、第16回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありましたので、4番 佐々木彦治委員 5番 目黒委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 8月22日石狩地方農業委員会連合会道内研修が行われ、秋吉会長、狩野委員が出席しました。以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、2件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局から説明します。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました3件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。番号1番、2番の質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番、2番は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番、2番は原案のとおり承認することに決定しました。 農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありますので該当委員は退出願います。 休憩します。
	(藤田委員退席)
議長	再開します。 番号3番の質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号3番は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号3番は原案のとおり承認することに決定しました。 休憩します。

	休憩（藤田委員復席）
議長	再開します。
議長	日程第 6、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転が 7 件、賃貸借の設定 7 件、使用貸借権の設定が 1 件です。 これら 15 件について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑を求めます。1 番から 13 番までの質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号 1 番から 13 番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号 1 番から 13 番は原案のとおり決定しました。 番号 14 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限がありますので該当委員は退出願います。 休憩します。 （古熊委員退席）
議長	再開します。 番号 14 番の質疑を求めます。

議長	(「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認め、番号１４番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号１４番は原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（古熊委員復席）
議長	再開します。
議長	番号１５番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので該当委員は退出願います。 休憩します。 (佐々木章史委員退席)
議長	再開します。 番号１５番の質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号１５番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号１５番は原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（佐々木章史委員復席）
議長	再開します。
議長	日程第７、議案第２号「買入協議の要請について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第２号「買入協議の要請について」ご説明します。 今回、幹旋の申出がありました、２件について、旧農業経営基盤強化促進法第１５条第１項に規定する所有権移転のため幹旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対す

議長	る農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第２号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第２号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第１６回当別町農業委員会総会を閉会します。